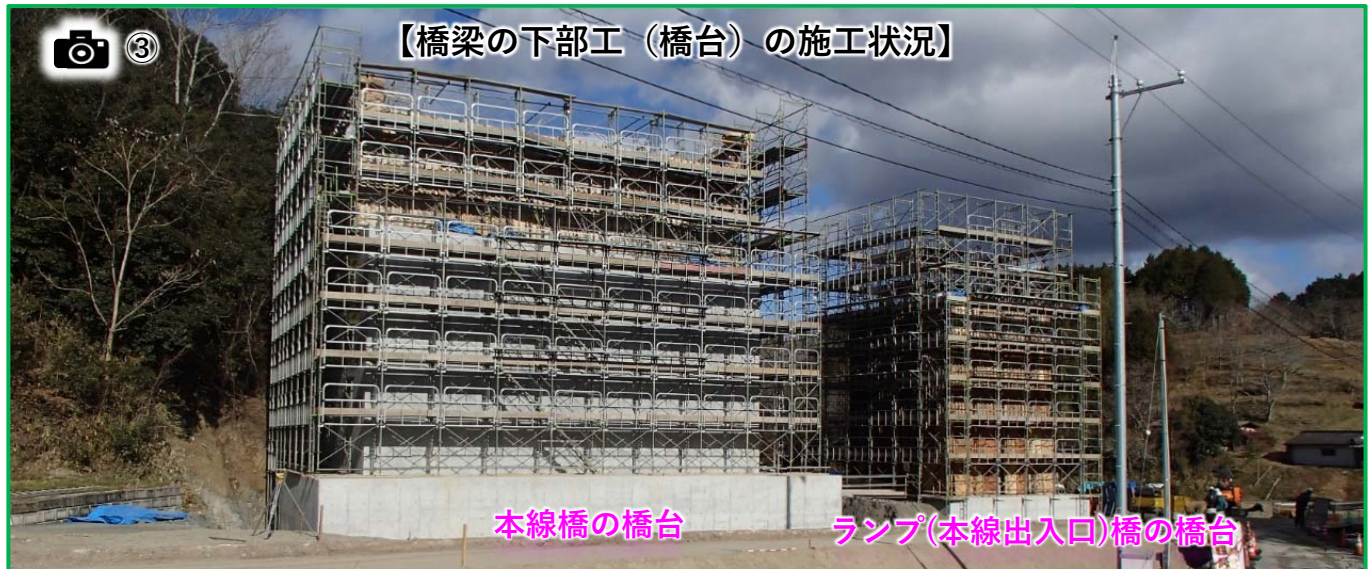


平素より美作岡山道路の建設推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本号では、現在工事中の英田IC～湯郷温泉IC間の施工状況などをご紹介します。



英田IC～湯郷温泉IC間の施工状況

英田IC～湯郷温泉IC間の約2.5km区間では、現在、橋梁の下部工やボックスカルバートなど道路構造物の工事が進んでいます。



内水対策の詳細設計を始めました

このたび、町は飯岡地区に係る内水対策の詳細設計業務を発注し、設計コンサルタントである復建調査設計(株)と契約を結びました（費用の一部は県が負担）。今後、県と協力しながら、ポンプの位置や形式、安全対策などの検討を進め、来年度のできるだけ早期に皆様に計画をお示しできるよう取り組んでいきますので、よろしくお願い致します。



【内水対策についての問い合わせ先】

美咲町柵原総合支所

連絡先：0868-62-1111

【内水対策の技術的な問い合わせ先】

美咲町本庁 建設課

連絡先：0868-66-2874

県への公開質問状に対する回答

「高規格道路をみんなで考える会」から令和4年1月吉日付けで県に提出された公開質問状に対して回答します。

質問①：司法は、情報を非公開にした岡山県の対応を「不法行為」とであると認定しました。しかし、岡山県は住民に一言も謝罪していません。岡山県は、「不法行為」をしたことを謝罪すべきであると思いますが岡山県の考えをおたずねします。

回答①：判決には、県の対応を不法行為と認める記載はありません。開示範囲については、第三者機関である岡山県行政不服等審査会に諮問した上で、その答申に基づき対応しており、不法行為ではないと考えています。

質問②：岡山県は「引き続き丁寧な説明に努めながら事業を進めます」と言っていますが、司法は「情報を非開示にして住民に丁寧な説明をしなかったことが不法行為である」と判断したのです。まず岡山県のすべきことは事業停止し、公開された情報をもとに住民により丁寧な説明をすべきであると思いますが岡山県の考えをおたずねします。

回答②：判決には、県の対応を不法行為と認める記載はありません。また、この裁判は、事業継続の是非を判断するものではありません。今回公開した情報に基づいてこれまで説明してきており、その説明内容は、判決後も変わるものではありません。引き続き、丁寧な説明に努めてまいります。

質問③：岡山県は当初から「強制収用する」と住民に宣言していました。マスコミ（新聞）にも道路建設課長自らが「強制収用もある」といった記事が記載されました。岡山県が、一つの地区で10件を超える私有地を強制収用して道路を建設した事例を具体的に教えてください。（いつ、どこで、何件、強制収用したか）

回答③：これまで県から「強制収用する」と宣言したことはありません。ご指摘の新聞記事は、一般的な土地収用制度の適用についての取材に対しお答えしたものです。また、お問い合わせのような事例はありません。

【問い合わせ先】

岡山県 美作県民局 建設部 美作岡山間道路建設班

担当者：辻、岡本（連絡先：0868-73-4072）

県及び町への再公開質問状に対する回答

令和4年1月吉日付けで県あて、2月吉日付けで町あてに提出された再公開質問状に対して回答します。なお、質問内容は両質問状とも全く同じです。

【前回の質問①・回答①】

質問①：宅地を浸水させないために排水ポンプを設置することのだが、近年の豪雨時の電源喪失やゴミ詰まり等によりポンプが機能停止になる事態が起きており、これらの問題を解決しなければ住民は安心して生活できない。具体的な解決策があるのか。

回答①：ご質問にあるようなポンプ機能停止事例などを参考にしながら、町と県が連携し、今後、ポンプの詳細設計や維持管理方法を検討していきたいと考えております。

【質問①の再質問と回答】

再質問：私たちが「具体的な解決策」と質問しているにもかかわらず、岡山県と美咲町は「今後検討していきたい」と回答しています。具体的な解決策を示さないままに「安全である」と回答されても住民は安心できません。具体的な安全対策を示してお互いに納得してからポンプ設計を始めるのが順序だと思いますが岡山県と美咲町の考えをおたずねします。

回答：具体的な安全対策については、ポンプの詳細設計とあわせて検討する必要があり、準備ができた段階で説明いたします。

【前回の質問②・回答②】

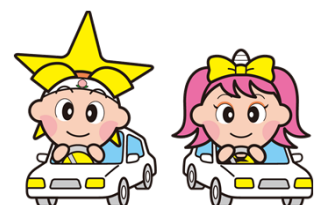
質問②：現在、質問①のような事態が多発しているため、近年の水害防災対策は流域治水という考え方を国交省が示しているが、県は、遊水池をつぶして住民の生命と財産を危険にさらすのであれば、被害が出た場合は、人災であり、その責任は当然で賠償責任を負うべきと考えるが、どう考えているか。

回答②：先日の説明会でお示したように、町と県が連携し、道路建設による内水への影響分についても考慮した上で、内水により家屋が浸水しないよう国の基準に基づいた規模のポンプ設置により対応するよう考えております。（県・町）

【質問②の再質問と回答】

再質問：私たちは「住民が危険だと度々指摘している公共工事によって被害が出た場合は、当然、工事を強行した岡山県と美咲町は賠償責任を負うべきと考えますが？」と質問しています。それに対し岡山県と美咲町は「国の基準に基づいた規模のポンプ設置により対応します」と論点と全く違う回答をしています。住民が危険だと指摘した工事を強行したことによって生じた被害について岡山県と美咲町に賠償責任が生じると思いますが岡山県と美咲町の考えをおたずねします。

回答：仮に内水により被害が発生した場合、様々な要因が想定されるため、一概に県や町の賠償責任の有無をお答えすることはできません。



令和4年1月吉日

岡山県知事

伊原木 隆太 様

高規格道路をみんなで考える会
会長 延原 悟
住所 岡山県久米郡美咲町飯岡 805
電話 086-954-0265



公開質問状

貴職に置かれましては、日々県民生活の向上にご尽力賜り感謝申し上げます。
さて、令和3年11月18日に広島高等裁判所岡山支部で「行政文書不開示決定処分
取消請求訴訟事件」の判決（控訴を棄却）が出された事を踏まえて質問します。
ご回答の程よろしく願います。

① 司法は、情報を非公開にした岡山県の対応を「不法行為」と認定しました。
しかし、岡山県は住民に一言も謝罪していません。

岡山県は、「不法行為」をしたことを謝罪すべきであると思いますが岡山県の考えを
おたずねします。

② 岡山県は「引き続き丁寧な説明に努めながら事業を進めます」と言っていますが、
司法は「情報を非開示にして住民に丁寧な説明をしなかったことが不法行為である」
と判断したのです。

まず岡山県のすべきことは事業停止し、公開された情報をもとに住民により丁寧な
説明をすべきであると思いますが岡山県の考えをおたずねします。

③ 強制収用について
岡山県は当初から「強制収用する」と住民に宣言していました。マスコミ（新聞）
にも道路建設課長自らが「強制収用もある」といった記事が記載されました。

岡山県が、一つの地区で1.0件を超える私有地を強制収用して道路を建設した事例
を具体的に教えてください。（いつ、どこで、何件、強制収用したか）

令和4年1月吉日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

美咲町長 青野 高陽 様

高規格道路をみんなで考える会
会長 延原 悟
住所 岡山県久米郡美咲町飯岡 805
電話 086-954-0265



美岡だより第70号（令和3年12月）の回答に関する再公開質問状

岡山県と美咲町の回答は、私たちの質問の趣旨から論点を外したきわめて不誠実なもの
でした。改めて質問し岡山県と美咲町の誠実な回答を要求します。

再 質 問

① 質問1の「ポンプの機能停止などに対する具体的な解決策について」の再質問

私たちが「具体的な解決策」と質問しているにもかかわらず、岡山県と美咲町は
「今後検討していきたい」と回答しています。

具体的な解決策を示さないうままに「安全である」と回答されても住民は安心できま
せん。

具体的な安全策を示してお互いに納得してからポンプ設計を始めるのが順序だと思
いますが岡山県と美咲町の考えをおたずねします。

② 質問2の「内水による賠償責任について」の再質問

私たちは「住民が危険だと度々指摘している公共工事によって被害が出た場合は、
当然、工事を強行した岡山県と美咲町は賠償責任を負うべきと考えますが？」と質問
しています。

それに対し岡山県と美咲町は「国の基準に基づいた規模のポンプ設置により対応し
ます。」と論点と全く違う回答をしています。

住民が危険だと指摘した工事を強行したことによって生じた被害について岡山県と
美咲町に賠償責任が生じると思いませんか？岡山県と美咲町の考えをおたずねします。